市役所関連施設から排出される使用済みペットボトルに係る「ボトル to ボトル」水平リサイクル事業に関する連携協定先候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第１条　市役所関連施設から排出される使用済ペットボトルに係る「ボトル to ボトル」水平リサイクル事業に関する連携協定先候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱に定めがあるものに準ずるほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第２条　実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び事業説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

(1)　当該事業の概要等

(2)　プロポーザルの手続き

(3)　プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

(4)　評価委員会及び評価に関する事項

(5)　その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第３条　提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

(1)　事業実施場所

(2)　事業スキーム図・処理方法

(3)　事業実施に用いる設備仕様

(4)　引き渡し場所への対応力

(5)　トレーサビリティの確保方法

(6)　想定リサイクル量及びリサイクルペットボトルの活用方法

(7)　付加的価値提案

(8)　過去の実績

２　その他提案書作成に係る詳細な事項については、『市役所関連施設から排出される使用済みペットボトルに係る「ボトル to ボトル」水平リサイクル事業に関する連携協定に係る提案書作成要領』に定めるものとする。

（評価）

第４条　連携協定先候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　事業内容

(2)　運営能力

２　プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

３　提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該事業に最も適した者を特定する。

４　特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第５条　評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1)　提案書の評価

(2)　評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(3)　評価の集計及び報告

(4)　ヒアリング

２　評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長　　資源循環局　総務部長

副委員長　資源循環局　資源循環推進課長

委員　　資源循環局　事業系廃棄物対策部長

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局　脱炭素マネジメント課担当課長

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局　循環型社会推進課担当係長

３　委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

４　評価委員会は、委員の５分の４以上の出席をもって成立する。

５　委員長は、評価結果を資源循環局委託等業者第二選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第６条　選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和８年 10 月 30 日から施行する。